

「居住要件の緩和措置申告書」 「勤務地証明書」について

一定の要件に該当する方が取得住宅への居住要件の緩和を申告するために提出するものです。

この緩和措置を受けるには、事前にすまい給付金事務局(以下「事務局」)へご連絡いただく必要があります。一定の要件に該当する方であっても、事務局へのご連絡がない場合は、緩和措置を受けることが出来ません。緩和措置を希望する方は、必ず下記のお問い合わせ先より事務局にご連絡ください。

居住要件の緩和措置に関するお問い合わせ先

すまい給付金事務局 0570-064-186

(受付時間:9時~17時/PHSや一部のIP電話からは045-330-1904)

居住要件の緩和措置 申告書

本申告書は、申請者が以下の要件に該当することにより、取得住宅への居住要件の緩和を申告するために提出するものです。事務局は、申告内容を確認し、本緩和措置および他の全ての要件を満たすことを確認した場合にすまい給付金を給付します。

なお、申請にあたっては、通常の申請書類と合わせて、本申告書と所定の添付書類を提出してください。

【居住要件の緩和要件】

- 申請者が転勤等のやむを得ない事情により、取得住宅に居住できないことかつ、当該事情が解消された後に取得住宅に居住する予定であること
- 申請者の配偶者、扶養親族その他生計を一にする親族が取得住宅に居住すること
- 住宅取得時の適用消費税率が10%であること

申請者に関する情報

氏名	①	ケース番号	
取得住宅の住所	〒		
取得時の消費税率	<input checked="" type="checkbox"/> 10% <small>消費税率8%が適用されている場合、本措置の対象になりません。 (複数の消費税率が課されている場合は、低い方の税率を適用するため、対象外。)</small>		
取得住宅に居住できないやむを得ない事情	<input checked="" type="checkbox"/> 単身赴任(職務上、勤務地の指定を受けている等) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		

申請者と生計を一にする親族の情報

氏名	②	申請者との続柄	
取得住宅への入居日	令和 年 月 日 ※住民票の転入日を記入。(建替えの場合は入居した日)		

本緩和措置に必要な申請書類 (添付したことを確認して。本申告書と併せて提出してください。)

- 【原本】申請者と生計を一にする親族の住民票の写し
- 【原本】戸籍全部事項証明書(①と②が親族であることが確認できるもの)
- 【原本】勤務地証明書(すまい給付金の指定書式)

記載内容に誤りがないことを確認し、注意事項等に同意の上、申請いたします。
また、やむを得ない事情が解消した場合、速やかに取得住宅に入居を行います。

記入日： 令和 年 月 日

申請者氏名： _____

印 _____

【申請にあたっての注意事項】

- 本緩和措置の適用を受ける場合、郵送での申請が必要です。申請窓口では申請できません。また、代理受領はできません。本申告書・本緩和措置に必要な申請書類3点・通常の申請書類(申請者本人の住民票の写しを含む)一式を郵送してください。
【郵送先】 〒115-8691 赤羽郵便局 私書箱38号「すまい給付金申請係」(通常の郵送申請と同じ宛先です)
- 給付申請書： 3 / 5 枚目 の「入居日」欄には、上記の「取得住宅への入居日」を記入してください。
- 通常の申請書類の詳細や給付申請書の記入方法は、事務局ホームページや申請の手引きでご確認ください。

勤務地証明書

すまい給付金事務局 御中

令和 年 月 日

会社名：

所在地：

代表者名：

印

担当者：

連絡先：

下記の通り、証明いたします。

記

● 対象者：

● 対象者の勤務地：

以上

【本証明書の作成にあたって】

- 本証明書は、国土交通省が管轄する「すまい給付金」の申請にあたり、すまい給付金事務局に提出する書類です。すまい給付金では、給付要件として「住宅取得者が、当該住宅に自ら居住すること」を求めています。ただし、本申告書等により、やむを得ない事情により本要件を満たすことができないことが確認できる場合、当該要件を一部緩和します。
- 本証明書は、住宅取得者を雇用する事業者が作成してください(要法人印)。
本証明書の内容に疑義がある場合、すまい給付金事務局から問い合わせを行うことがあります。
予めご了承ください。

すまい給付金
事務局

【お問い合わせ先】

ナビダイヤル 0570-064-186 一部のIP電話からは 045-330-1904

9～17時(土・日・祝を含む) 通話料がかかります

※お電話される際は、番号のかけ間違いのないよう十分にご注意ください。

【ホームページ】

<http://sumai-kyufu.jp>